

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の
規定による立入検査等に関する省令

(平成十六年二月十九日経済産業省令第十四号)

一部改正：平成30年2月28日経済産業省令第4号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第三項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令を次のように定める。

(立入検査等に従事する職員の条件)

第一条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第三項の経済産業大臣が発する命令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において、医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（これらの課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 二 学校教育法に基づく高等学校を卒業した後、三年以上分子生物学的検査の業務その他これに類する業務に従事した経験を有する者

(報告)

第二条 法第三十二条第四項の規定による経済産業大臣への報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 立入検査等を行った遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 立入検査等を行った年月日
- 三 立入検査等を行った場所
- 四 立入検査等に係る遺伝子組換え生物等の種類の名称
- 五 立入検査等の結果
- 六 その他参考となるべき事項

(証明書の様式)

第三条 独立行政法人製品評価技術基盤機構がその職員に携帯させる法第三十二条第五項において準用する法第三十一条第二項の照明は、別記様式によるものとする。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成十六年二月十九日）から施行する。

附 則

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

（表）

第 号
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条第5項において準用する同法第31条第2項の規定による立入検査証
独立行政法人 製品評価技術基盤機構
所属 氏名
年 月 日発行
独立行政法人 製品評価技術基盤機構理事長 印
写真

（裏）

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律抜すい

（立入検査等）

第31条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。

2 当該職員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去（以下「立入検査等」という。）をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

（センター等による立入検査等）

第32条 農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「センター等」という。）に対し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。

一 （略）

二 独立行政法人製品評価技術基盤機構 経済産業大臣

三 （略）

2 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の規定によりセンター等に立入検査等を行わせる場合には、同項各号に掲げるセンター等の区分に応じ、センター等に対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3・4 （略）

5 第1項の規定による立入検査等については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第31条第1項又は第32条第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この立入検査証の用紙の大きさは、
日本工業規格A6とする。